

保護者様

松江市立大庭小学校  
校長 佐藤 淳

気象警報等発令時の登校の対応について

このことについて、松江市が策定した基準に基づき、下表のように対応しますので。ご理解ご協力をお願いいたします。保護者の皆様におかれましては、お子さんの安全を第一にお考えいただきますようお願いいたします。

|                                               | 状況                             | 対応                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| すでに警報や避難指示が出ており、午前6：30までに、すくーるメールでお知らせができる場合  | ①松江市が指示する警戒レベル4「避難指示（大庭地区）」が発令 | ・ 臨時休校とします。<br>・ すくーるメールと同時に大庭小ホームページにもお知らせを載せます。                                                                                                    |
|                                               | ②「気象庁発表警戒レベル4相当」が発令            | ・ 大庭地区の状況をみて、登校を判断します。<br>・ 登校となった場合でも、自宅周辺や登校路が危険な状況の時は、欠席または時刻を遅らせるなどご家庭で判断いただき、学校に連絡してください。登校班への連絡もしてください。<br>※できる限りウェブを使って連絡してください（欠席、遅刻連絡システム）。 |
|                                               | ③「気象庁発表警戒レベル3相当」が発令            |                                                                                                                                                      |
| 午前6：30以降、登校にかかる時間帯に急激に天候が悪化し、すくーるメールが間に合わない場合 | 上記①が急に発令                       | ・ 子どもの命を守ることを最優先してください。<br>・ 天候の急変により児童の登校に支障があると思われる場合には、家庭の判断で登校するかどうかの最終判断をしてください。<br>※欠席、遅刻の場合はできる限りウェブを使って連絡してください（欠席、遅刻連絡システム）。                |
|                                               | 上記②③が急に発令                      | ・ 自宅周辺や登校路が危険な状況の時は、欠席または登校時刻を遅らせるなどご家庭で判断いただき、学校に連絡してください（※ウェブで）。登校班への連絡もしてください。                                                                    |
| 登校後、日中に警報や避難指示が出た場合                           | 上記①②③が発令                       | ・ 安全が確保されるまで学校で待機します。<br>・ 下校の安全が確認できた場合は、職員引率の下で集団下校します。<br>・ 状況によっては、保護者にお迎えをお願いすることがあります。                                                         |

①②③については、下図にてご確認ください。

参考資料  
内閣府より

警戒レベル

避難行動等

避難情報等

警戒レベル5

既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとります。

災害発生情報※2  
※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）

① 警戒レベル4  
全員避難

速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。  
公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。

避難勧告  
避難指示（緊急）※3  
※3 地域の状況に応じて緊急的な避難を促す場合に発令（市町村が発令）

警戒レベル3  
高齢者等は避難

避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。

避難準備・高齢者等避難開始  
（市町村が発令）

警戒レベル2

避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。

洪水注意報  
大雨注意報等  
（気象庁が発令）

警戒レベル1

災害への心構えを高めましょう。

早期注意情報  
（気象庁が発令）

＜防災気象情報＞

【警戒レベル相当情報（例）】

警戒レベル5相当情報  
氾濫発生情報  
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報  
氾濫危険情報  
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報  
氾濫警戒情報  
洪水警報 等

②

③

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。